

登別市本庁舎建設太陽光発電設備等導入事業の協定等に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和8年に開庁を予定している登別市本庁舎に導入し運用する太陽光パネル、パワーコンディショナ、蓄電池などの太陽光発電に必要な設備（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置する。同施設の設置には、環境省所管の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用することから、これに対応可能な事業実施予定者と協定を締結し本事業を進めるにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 想定する事業概要

- (1) 事業名 登別市本庁舎建設太陽光発電設備等導入事業
- (2) 事業場所 北海道登別市千歳町3丁目1番地5外
- (3) 事業実施期間 令和6年10月末から令和28(2044)年3月31日まで(予定)
- (4) 想定する事業規模 126,000,000円（消費税及び地方消費税を含み、太陽光発電設備等設置費及び同設備リース料金を含む。）
なお、この協定の締結に基づく事業実施予定者への支払いはない。
- (5) 予定日程
 - ・令和6年10月以降に協定を締結し、施工中であるR6登別市本庁舎建設工事と関連する太陽光発電設備等の設置方法等の協議を行うこと。
 - ・令和7年6月に太陽光発電設備等設置及びリースの契約締結を予定している。
 - ・令和7年6月から令和8年2月28日までに太陽光発電設備等の設置を完了させ、自主検査で試運転等で動作確認を行ったうえで、同年3月20日までに市の検査に合格すること。
 - ・令和8年4月1日に太陽光発電設備等リースの開始を予定している。

3 担当グループ

総務部本庁舎整備推進室本庁舎整備推進グループ

【問い合わせ先】

住所：〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-57-1098

E-mail：shinchosya@city.noboribetsu.lg.jp

4 最優秀者（事業実施予定者）審査の概要

- (1) 名称 登別市本庁舎建設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式とし、審査は2段階で行う。
 - 【第1次審査】
参加意向申出書等の書類審査を行い、条件に適合する参者を選定する。
 - 【第2次審査】

第1次審査により選定されたプロポーザル提案者を対象に、提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、登別市本庁舎建設太陽光発電設備等導入事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において採点した合計点の一番高得点の者を最優秀者（事業実施予定者）として選定する。

(3) 事業実施予定者選定のスケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年8月28日（水）
説明会開催	令和6年8月29日（木）～令和6年9月5日（木）
質問受付期間	令和6年8月29日（木）～令和6年9月17日（火）
質問回答期日	受付日～令和6年9月20日（金）
参加意向申出書等の提出期限	令和6年9月24日（火）
第1次審査結果の通知	令和6年9月27日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年10月8日（火）
第2次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年10月11日（金）
第2次審査結果の通知	令和6年10月15日（火）
第2次審査結果の公表	令和6年10月18日（金）
契約予定時期	令和6年10月以降

5 参加資格

参加意向申出書等の提出者は、北海道内に本社（店）、支社（店）（支社（店）の場合においては、協定、設置委託、リース契約権限の委任がされていること。）がある者で、次に掲げる単体企業又は共同企業体（以下「JV」という。）とする。

ただし、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の中に北海道内に本社（店）がある場合はその限りでない。

なお、参加意向申出書等の提出者がJVの場合は、その代表者が北海道内に本社（店）、支社（店）（支社（店）の場合においては、協定、設置委託、リース契約権限の委任がされていること。）がある者とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 登別市競争入札等参加資格有資格者名簿において、「業務委託」に登録されていること、又は企画提案書等の提出日までに登録を得る見込みであること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は更生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

エ 公募の日から第2次審査までのいずれの日においても、登別市競争入札参加資格者指

名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 参加しようとする者の間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他公募型プロポーザル方式の適正さが阻害されると認められる場合

(エ) (ア) 又は (イ) と同視し得る特定関係があると認められる場合

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者でないこと。

キ 消費税・地方消費税及び市区町村税に未納の税額がないこと。

ク 次の条件を満たす事業（令和6年9月24日を起算日として過去5年間に完了したものに限る。JVにより履行した事業の場合は、代表構成員として履行したものに限る。）の北海道内での履行実績を元請けとして有していること。（本社（店）又は支社（店）の実績も含む。）

(ア) 企業若しくは個人、国又は地方公共団体が所有する建築物（鉄筋コンクリート構造に限る。）の屋根面若しくは屋上に50kw以上の太陽光発電発電設備の設置事業の実績（選定・契約・受注段階も可）を有すること。

(2) JVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

イ JVの構成員は、(1) アからキまでの要件を全て満たすこと。

ウ JVの構成員のうちいずれかの構成員は、(1) クの要件を満たすこと。

エ JVの構成員の代表者は、事業の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。

オ JVの構成員数は、2者又は3者とする。ただし、市長が特別に認めるときは、5者までとする。

カ JVの構成員の出資比率は、次による。

(ア) 2者の場合 30%以上

(イ) 3者の場合 20%以上

(ウ) 4者の場合 15%以上

(エ) 5者の場合 10%以上

6 参加に対する制限

- (1) 参加希望者からの応募は、1点に限る。
- (2) 参加希望者は、連名による応募はできない。
- (3) 参加希望者が単体企業である場合、他の参加希望者であるJVの構成員となることはできない。
- (4) 参加希望者がJVである場合、その構成員は他の参加希望者であるJVの構成となることはできない。
- (5) 参加希望者が事業を再委託する協力企業は、他の参加希望者の単体企業及びJVの構成員となることはできない。
また、他の参加希望者の協力企業となることもできない。
- (6) 協力企業は、5(1)ア、ウ及びエからキまでの要件を全て満たすこと。
注1) 上記の参加に対する制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。
注2) 参加意向申出書受付期間終了後、JVの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

7 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 理事者、委員会委員又は担当グループ職員（以下「職員等」という。）に助言を求めることや不正な接触を行った場合又は職員等と利害関係を有することとなったとき。
（10及び13による質問書の提出を除く。）
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時に、参加意向申出書等の提出者の担当者以外の者が出席した場合
- (5) その他実施要領等に違反するなど市長が不適格と認めた場合

8 事業実施上の条件

- (1) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種電気工事士
 - ウ 建設業法による電気工事業の特定建設業許可を有すること。
 - エ アからウの資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の中でも構わない。

9 参加意向申出書等の交付場所及び交付方法等

- (1) 交付場所及び交付方法
登別市公式ウェブサイトから直接ダウンロードする方法による。
URL : <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/article/2024082800011/>
- (2) 交付期間 令和6年8月29日（木）9時00分以降

10 参加意向申出書等に関する質問書の提出手続き等

参加意向申出書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
なお、質問は、1回を限度とする。

- (1) 提出方法

参加意向申出書等質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

参加意向申出書等質問フォームアドレス：<https://logoform.jp/form/szZL/716284>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年9月17日（火）17時00分

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年9月27日（金）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

1.1 参加意向申出書等の提出手続き等

参加希望者は、次のとおり参加意向申出書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加意向申出書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出方法

参加意向申出書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

参加意向申出書等提出フォームアドレス：<https://logoform.jp/form/szZL/716285>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年9月24日（火）17時00分

(3) 提出書類

- ア 参加意向申出書（別記様式第1号）
- イ 共同企業体協定書（任意様式）
- ウ 協力企業参加届（別記様式第2号）
- エ 類似事業実績概要（別記様式第3号）
- オ 有資格者一覧（別記様式第4号）

(4) 参加資格に係る書類

本実施要領の「5（1）参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

- ア 類似事業実績の契約書等の写し（契約及び導入規模が証明できる部分のみの写しで可）
- イ 登別市以外の市区町村の納税証明書
- ウ 一級建築士及び電気工事士の資格証並びに特定建設業許可証の写し

(5) 参加意向申出書等の作成及び提出上の注意事項

- ア 参加意向申出書等の提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- イ 参加意向申出書等の提出後に辞退する場合は、令和6年9月25日（水）17時00分までに、理由を付した辞退届（別記様式第5号）を電子メールにより担当グループまで提出すること。

1.2 第1次審査

(1) 参加意向申出書等を審査し、本実施要領の参加資格要件に該当するか確認する。

(2) 審査結果は、令和6年9月27日（金）までに全ての参加希望者へ通知する。

なお、企画提案者とならなかった者は、結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。

1.3 企画提案書等に関する質問書の提出手続き等

企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
なお、質問は、1回を限度とする。

(1) 提出方法

企画提案書等質問フォームに直接入力することにより行うものとする。

企画提案書等質問フォームアドレス：<https://logoform.jp/form/szZL/716286>

※入力後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年9月17日（火）17時00分

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年9月27日（金）までに、質問者に対して電子メールにより回答するほか、登別市公式ウェブサイトにて公表する。

1.4 企画提案書等の提出手続き等

企画提案書等の提出者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出方法

企画提案書等提出フォームから提出書類をアップロードすることにより行うものとする。

企画提案書等提出フォームアドレス：<https://logoform.jp/form/szZL/716287>

※アップロード後、電話により担当グループへ受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年10月8日（火）17時00分

(3) 提出書類

ア 企画提案書（別記様式第6号）

イ 事業実施体制（任意様式）

ウ 過去の類似事業実績（任意様式）

(4) 企画提案書等の作成要領

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成するとともに「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の要件に該当する提案書等を作成すること。

ア 企画提案書

※共通事項として別図の設計図を元に企画提案書を作成すること。なお、設計図のシステムや機器などよりも効率的な設置及び発電並びに運用が可能な場合は、設計図の内容に依らず企画提案書を提出できるものとする。ただし、設計図の受電設備仕様に適さない企画提案書の提出はできない。

a 実施方針

・提案の基本方針・概要・設備のシステム構成図等を記載すること。

b 太陽光発電設備容量

・施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（300kW以上）及びパワーコンディショナの最大定格出力（250kW以上））を検討すること。

c 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

・施設における想定自家消費電力量を検討すること。

検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。
 なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表）で定められている $0.579 \text{ kg-CO}_2 / \text{ kWh}$ を使用すること。
- d 設備設置仕様
 - ・太陽光発電設備等の設置場所、設置方法（接着材方式や架台方式等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
 - ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
 - ・設計用速度圧に関する用途係数の算定については、「極めて重要な太陽光発電システム」の1.32を採用する。ただし、架台を採用する場合に限る。
 - ・太陽光発電設備等の設置は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。
 - ・その他の仕様は別紙仕様書による。
- e 太陽光発電設備等の設置費及び太陽光発電設備等のリース料金（参考見積書）
 - ・太陽光発電設備等の設置費は消費税込みとし、設置材料一式（太陽光パネル等の機器を含む。）及び設置費用一式（設置材料一式、電力申請書類作成、安全管理費、荷揚げ費用など）を含む価格を提示すること。
 - ・太陽光発電設備等の設置は、屋根面の防水保証期間仕様に対応する設置方法とすること。
 - ・リース料金は、消費税込みとし20年間の総額と月額を提示すること。
 - ・リース料金に固定資産税は含めないこと。
 - ・リース料金の利率を明示すること。なお、可能な限り設置委託及び賃貸借契約日以降適用になる利率を明示の上、リース料金を提示すること。
 - ・リース料金は、消費税込みとし、リース期間が20年間の総額と月額をそれぞれ算出し提示するものとする。（発電量に令和6年9月1日時点の北海道電力電気料金を乗じた金額、環境省所管「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の補助額を明示し、市の実質負担額を提示すること。）
- f 事業シミュレーション
 - ・リース期間期間終了後、市が設備の無償譲渡を受けて10年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。
 なお、30年間での総発電量及び消費量、二酸化炭素削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。
- g 地域貢献度等
 - ・市内事業者の活用及び施設特性への配慮を提案すること。
- イ 事業実施体制
 - a 事業実施体制図
 - b 設置委託計画概要（設備等設置工程表）、実施体制（本事業に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
 - c 市内事業者の活用の提案
 - d 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
 - e 代表事業者の経営状況（5年間）

- エ 企画提案者から委員会への質問は一切認めない。
- オ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。
※ プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。
- カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の説明者は、2名以内とする。
- キ 説明者は、企業等を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- ク 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。
- ケ プレゼンテーション及びヒアリング審査の開始時刻等は、後日通知する。
- (2) 実施日及び場所
- ア 実施日
令和6年10月11日（金）
- イ プレゼンテーション及びヒアリング場所
登別市役所本庁舎2階、議場
- ウ 企画提案者控室
登別市役所本庁舎2階、第5会議室
- (3) 評価基準
委員会の各委員は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、企画提案書等の評価項目及び評価基準（別表）に基づき、各委員100点満点で採点する。
- (4) 最優秀者（事業実施予定者）の選定
委員会は、第2次審査における各委員の評価点を合計し、合計得点が最も高い者を最優秀者（事業実施予定者）に選定する。
この場合において、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。
なお、企画提案者が1者の場合でも審査することとする。
- (5) 結果の公表及び通知
事業実施予定者を選定したときは、令和6年10月15日（火）までに企画提案者全員に対し、審査結果を通知するとともに、令和6年10月18日（金）までにその結果を公表する。なお、事業実施予定者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を除く。）以内に、電子メールにより担当グループまで書面（任意様式）を提出することで、その理由の説明を求めることができる。
- (6) プレゼンテーションを延期する場合は、次のとおりとする。この場合、企画提案者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。
- ア 談合情報などの不正入札行為に準ずる行為があった場合又はその疑いがあると認められたとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、公正なプレゼンテーションが行えないと認められるとき。

1.6 協定及び契約に関する基本事項

- (1) 協定について
- ア 事業実施予定者と協議を行い、協定を締結する。この場合において、必要に応じ仕様書の変更を行うことができる。
- イ 事業実施予定者の企画提案書（参考見積書除く。）を協定書の一部とする。
- ウ 事業実施予定者が次に掲げる事項に該当する場合は、次点者と協議を行い、協議が整

った場合に、次点者と協定を締結することができる。

- (ア) 事業実施予定者との交渉が不調に終わった場合
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
- (ウ) 企画提案されたときの参考見積書と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があった場合
- (エ) その他の理由により協定を締結できなかった場合
 - エ 企画提案書に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容については、基本的に尊重するがプロポーザルは、この事業の適格者を審査するものであり、事業は本実施要領及び仕様書並びに企画提案書に基づき進めていくことを前提とする。
- (2) 太陽光発電設備等設置及びリースの契約について
 - なお、環境省から市に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付決定通知があった日以降に契約事務を行う。
 - ア 委託等名
 - 登別市本庁舎建設太陽光発電設備等設置委託及び賃貸借
 - イ 締結した協定書の仕様書及び企画提案書を元に見積書合わせを行い予定価格に達した場合は契約を締結する。
 - ウ 支払方法は、前金払及び中間前金払並びに部分払は適用しないこととし、設置委託が完了し市に太陽光発電設備等が引き渡しされた後に契約金額を支払う。
 - エ 設置委託及びリースの内容は、締結した協定書及び契約書のほか、仕様書及び企画提案書に基づき行うものとする。
 - オ 締結する賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、市は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算において、この契約に係る金額については減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方は、解除により生じた損害の賠償を市に請求することができない。

1.7 その他の事項

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、担当グループとする。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びに第2次審査の参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 最優秀者（事業実施予定者）の提出書類は、公表する場合がある。
- (5) 提出書類は、参加者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- (9) 市は、参加者から提出された提案書等について、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）の規定による請求に基づき、公開することがある。
- (10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (11) 本プロポーザルについて、参加者が1者の場合であっても、委員会において企画提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (12) 本事業については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提に提案を行い、当該交付金の交付要件を全て満たすこと。

別表

企画提案書等の評価項目及び評価基準（第2次審査）

評価項目		評価の視点	配点
1 企画提案に関する こと（50点）	太陽光発電設備による 自家消費電力量及び温室 効果ガス削減量	太陽光発電設備設置に伴う施設での 自家消費電力量と温室効果ガス削減 量が大きいかな。	15
	設備の安全性の確保	風圧力及び自重、積雪及び地震その 他の振動及び衝撃に対して耐える構造 や安全性の検討提案がされているか。	10
	設備導入による高効率 発電及び新庁舎でのエ ネルギーコストの削減 （導入から維持管理費 のコスト）	設置枚数に対する発電量が高効率と なっているか。また、電気料金の削減 が大きいかな。	20
	積雪寒冷地の対策	積雪寒冷地に設置するための対策は 行っているか。	5
2 実施体制に関する こと（30点）	設置委託遂行能力の確保	業務全体を円滑に進められる設置委 託計画概要、実施体制、スケジュール 管理となっているか。	10
	事業遂行能力の確保	維持管理体制及び手法の提案に具体 性・妥当性があるか。	10
	事業実施中のリスクに 対する対応	事業実施中に発生するリスクについ て、故障、緊急時の体制や損害賠償保 険等で対応できる提案となっている か。	10
3 会社実 績等（10 点）	会社概要	経営が安定しており運営能力がある か。	5
	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題 なく実施が見込めるか。	5
4 地域貢 献（10点）	市内中小企業の活用	施工及び維持管理等で、市内企業等 の活用が期待できるか。	5
	施設の特性を踏まえた 提案	施設の特性を踏まえ、具体的で実現可 能な提案となっているか。	5